確定申告当日は一度の来所で終了するよう早期にご準備ください。

※特に10万円以上の資産のご購入があった場合
（申告当日のご対応は出来かねます）

決算準備・消費税準備相談会

＼＼お急ぎください!!／／

最終期限　令和７年 **11月28日(金)まで**

※土日祝日を除く

- 消費税申告に向けた帳簿付け
- 手書きの複式簿記で試算表が合わない
- 今年会計ソフトを初めて使用している
- 減価償却資産を購入した
- 不動産所得で入居者の入退去があった

などの相談会です

決算相談会

今回から期間中の再予約は
有料（１回2,000円）になります

相談期間　令和７年 **12月１日(月)～**
令和８年 **1月23日(金)まで**

※土日祝日、年末年始休暇（12/26～1/4）を除く

- 決算整理の帳簿上の処理
- 年末の前払いや未払いの経費の取扱い
- 棚卸しの仕方
- 確定申告当日の持ち物確認

などの相談会です

メール登録や変更の手続きがお済みでない方 ▶

パスワードを忘れてしまった方 ▶

消費税の確定申告が必要か、決算書や譲渡の内容を再確認！

◎令和７年分の申告・納税が必要な方

（令和７年の売上高を問わず、❶～❹のいずれかに該当する場合は申告・納税の義務があります）

❶インボイス発行事業者に登録している場合。
❷令和５年分の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合。
❸「課税事業者選択届出書」を提出している場合。
❹その他（「相続があった場合の特例」「みなし登録期間」の適用がある場合）

◎事業用資産、賃貸用資産の譲渡の取扱い

消費税は、販売用の商品だけでなく事業用、賃貸用に使用していた建物や機械、車両等の譲渡（売却や下取り）についても課税されますので、それらも課税売上高に含めて考えます。

◎「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」

登録の取りやめには、届出書をあらかじめ期限内に税務署に提出しておく必要があります。

→例：令和８年分から取りやめる場合、
期限は **令和７年12月17日（水）まで**

なお、免税事業者が登録申請に係る経過措置の適用により登録を受けた日から、２年を経過する日の属する課税期間の末日までは納税義務があります（ただし、令和６年１０月１日を含む課税期間に登録した事業者を除く）。

詳しくは事務局にお問い合わせください。

11月11日(火)～17日(月)　税を考える週間

国税庁では、毎年11月11日～ 17日を「税を考える週間」として、様々な広報･広聴活動を行っています。
今年の「税を考える週間」では、「これからの社会に向かって」をテーマといたしまして、国民各層･納税者の皆様に日常生活と税の関わりを理解してもらうことにより、納税意識の向上を図ることとしています。

◀ 詳しくは、QR コードを読み取りください。
または「税を考える週間」を検索ください。
（国税庁 HP）

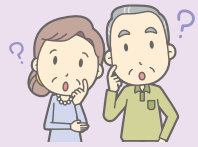

女性部 ビーズ教室

10月8日(水)に、女性部でビーズ教室を開きました。

会員同士でおしゃべりしながら、好きなビーズを選んで、並べたり、直したり、糸を通してつくる、楽しい時間でした。